

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

令和3年1月28日
社会福祉法人 仙台福祉サービス協会

職員が、仕事と家庭を両立しながら、定年まで継続して働き続けることができる職場環境整備のため、次の行動計画を策定し、推進します。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

2 当法人の課題

- (1) 女性の採用は多いが、長期の就業継続が困難なケースが増加している。
- (2) 常勤専門職員の時間外(超過勤務)時間・休日勤務時間が多い傾向にある。

3 目標及び取組内容等

目標1 常勤専門職員の平均継続年数を10年以上とする。

[取組内容]

令和3年4月～

- ▶女性活躍推進法及び行動計画等に関し、法人内情報共有システムや各種会議等の機会を活用して周知・説明を継続し、全職員の理解をさらに深める。
- ▶上記の結果、必要に応じた職員の意識改革や職場風土の改善を図る。
- ▶現在の協力体制(所内及び協会全体のバックアップ)を強化する。

目標2 常勤専門職員の超過勤務時間・休日勤務時間を月平均20時間まで削減する。

[取組内容]

令和3年4月～

- ▶各職員または各事業所において超過勤務時間・休日勤務時間削減を意識した業務調整を行う。
- ▶定期的に超過勤務時間・休日勤務時間の要因分析、繁忙傾向の把握・分析等を行い、結果に応じた対策を検討・実施する。

目標3 管理職に占める女性労働者の割合を現状維持(70%程度)しつつ、女性管理職の50%程度を定年前の職員とする。

[取組内容]

令和3年4月～

- ▶本部管理職等からの指導やOJT等により、管理職候補職員を育成する。
- ▶管理職候補職員に対し積極的な昇任試験の受験を勧める。

●女性活躍の現状に関する情報の公表

～令和4年度実績～

		事務職員		専門職員	
		正職員	嘱託職員等	正職員	嘱託職員・ パート職員等
◆女性労働者の採用割合		-	-	100.0%	85.7%
◆労働者に占める女性労働者の割合		25.0%	100.0%	98.6%	98.3%
◆男女の平均勤続年数	男性職員	18.7年	-	4.0年	11.1年
	女性職員	17.0年	10.9年	7.2年	14.7年
◆育児休業取得率	男性職員	-	-	-	-
	女性職員	-	-	100.0%	-
		全労働者	正職員	嘱託職員・ パート職員等	
◆男女の賃金の差異		85.2%	75.0%	223.6%	